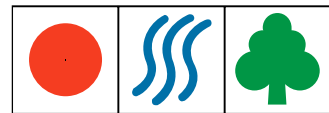


キャンプ・ディレクターの制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。
 キャンプ・インストラクターの制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。
一般加入より割安の保険料でご加入いただけます。是非ご利用ください。



NCAJ

National Camping Association of Japan

(社)日本キャンプ協会

キャンプ保険

賠償責任危険担保特約セット
(国内旅行傷害保険)^(*)

(*) 傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。

引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)

キャンプの必携品!!

キャンプ指導者のみなさまが、安心してキャンプ・野外活動を企画・指導できるよう、ご加入いただいた参加者全員とキャンプ指導者のキャンプ中のさまざまな事故を補償します。

(社)日本キャンプ協会 専用の制度!!

一般加入の通常の場合と比べて、割安の保険料でご加入いただけます。

包括契約だから手続きは簡単!!

添付の「(郵便局)払込取扱票」に必要事項を記入して、郵便局に保険料を払込むだけで全ての手続きは終了です。(保険料は、キャンプ参加実費と同時に参加者から徴収してください。)

その他の特徴

不幸にもキャンプ・野外活動中のケガが原因で学童や生徒のような若年層が後遺障害を負った場合、一生涯の経済負担は莫大となります。そこでキャンプ保険では、主要参加層である学童・生徒に厚い補償を提供します。キャンプ管理下のみやキャンプ施設(敷地)内のみを補償するような保険とは異なり、参加者・指導者が自宅を出た時から、帰宅するまでの一連の行程を補償します。
 (往路・復路においてキャンプ目的以外のいわゆる「寄り道」がある場合は、往路であればそれ以前、復路であればそれ以降の行程は対象外となります)

万が一のケガにも 保険会社と連携してスムーズな処理!!

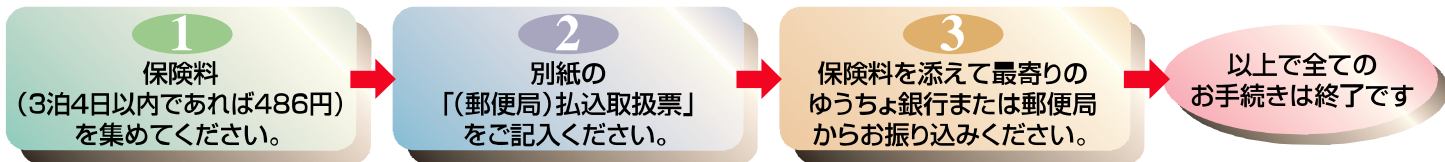
キャンプ保険に加入した参加者・指導者が、キャンプ・野外活動中にケガをして保険金の請求が必要となった場合には、(社)日本キャンプ協会キャンプ保険事務局と、引受保険会社(東京海上日動)が連携して加入者(キャンプ参加者)と直接手続を進めますから、指導者のみなさまの手間はかかりません。
 (ただし、指導者というお立場上、参加者や保護者のために、キャンプ保険事務局への事故報告だけは指導者が進んで行われることをお勧めします)



重要

詳しい補償内容は裏面をご参照頂き、キャンプ企画・指導の際には、全員に加入を勧めてください。

加入手続きのご案内



注意

- ① キャンプ開始の1週間前には払込みを完了させてください。これに間に合わないと、保険加入が出来ない場合があります。
- ② キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。(3泊4日以内であれば、(参加者数+指導者数)×486円となります)
- ③ 複数のキャンプ指導者がいる場合には、代表して1名がとりまとめてください。



● 手続きに関するお問い合わせや事故が起きた際のご相談は、下記までご連絡ください。

(社)日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-5 ホンダビル2F (K.K.クイックプラン内)

Tel.03-3200-4919 Fax.03-3205-4950

● なお夜間などの緊急事故対応については以下のフリーダイヤルをご利用ください。

東京海上日動安心110番

0120-119-110

※ 携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

受付時間：24時間365日

補 償 内 容

(1) キャンプ・野外活動中の傷害 (死亡・後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金)

キャンプ場へ
往復時のケガ



キャンプ・野外活動中
のケガ




キャンプ・野外活動中、または
途上の交通事故によるケガ
(乗車中、歩行中とも)



(2) キャンプ・野外活動中の賠償責任


キャンプ・野外活動中
誤って他人にケガをさせた・
他人のモノを壊した




注意

お支払いできない場合 (賠償責任のみ)

自動車運転中の
事故による
被害者への賠償



預かり品の破損による
持ち主への賠償



保 険 期 間

キャンプ・野外活動開始日 (自宅を出た時) から終了日 (帰宅した時) まで

ご契約金額とお支払いいただく保険料

- 注1. 手術保険金は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10、20または40倍を入院保険金とは別にお支払いします。
2. 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合や、お支払いする保険金などについては、下表をご参照ください。
3. この保険契約は、事前にご加入いただいた全ての参加者・指導者を被保険者とし、(社)日本キャンプ協会を保険契約者とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、保険契約を解約する権利等は、原則として、(社)日本キャンプ協会が有します。

ご契約金額 (保険金額)	
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円
入院保険金日額	4,000円/日
通院保険金日額	4,000円/日
賠償責任保険金限度額	1億円 (免責金額0円)

お支払いいただく保険料 (ひとり当たり)		
1泊2日以内	3泊4日以内	6泊7日以内
401円	486円	568円

※8日以上の場合は個別にご照会ください。

被保険者 (保険の対象となる方) またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷	死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者 (保険の対象となる方) の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 ①既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者 (保険の対象となる方) または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
	後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて) 死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 ①保険期間 (保険のご契約期間) を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) によるケガ
	入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合。	入院の日数 (実日数) に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。 ①ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ●核燃料物質、放射性物質等によるケガ
	手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払される場合において、その治療のため病院または診療所において所定の手術を受けた場合。	(手術の種類に応じて) 入院保険金額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。 ①ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている際のケガ
害	通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院 (往診を含みます。) による医師の治療を受けられた場合。	通院の日数 (実日数) に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 ①ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、90日が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 ②入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	●むちうち症、腰痛等医学的見解のないもの等 *1 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
	賠償責任	日本国内旅行中の偶発的な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ①ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 *1 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 *2 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または被保険者 (保険の対象となる方) の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両 (ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます。)、銃器 (空気銃を除きます。) 等の所有、使用等に起因する損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 等

(注1) 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)

(注2) 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。

ご加入の際のご注意

★ご加入の際には、払込取扱票 (兼加入依頼書) の記入事項に間違いがないか十分にご確認ください。記入事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し (この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いできないことがあります。

- ★死亡保険金受取人: 死亡保険金受取人は法定相続人となります。
- ★保険契約の無効: 次の事実があるときは、保険契約は無効になります。
 - 加入に関し、指導者、加入者 (保険の対象となる方) または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。) に詐欺の行為があったとき。
 - 加入時に指導者、加入者 (保険の対象となる方) または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。) が既に事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。
- ★保険料領収前に生じた事故: 保険料を (社) 日本キャンプ協会が領収する以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

もし事故が起きたときは

- 事故の通知: 事故の日時、場所、被害者名、事故状況などを30日以内に (社) 日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局または東京海上日動にご通知ください。
- 賠償事故の場合: 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。なお、示談交渉サービスは行いません。

東京海上日動の代理店は、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の事務管理業務などの代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものとなります。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社
(担当支社) 新宿支社 TEL. 03-3375-8258

取扱代理店: KKイックプラン TEL. 03-3205-4951

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

必要に応じて、このページをコピーまたは転載し、キャンプ保険の概要として参加者 (加入者) へお知らせください。

キャンプ保険 加入手続書類

この書類はキャンプ・野外活動の企画・指導の都度、必要となる書類です。**大切に保管してください。**

ステップ 1

加入方法の確認

裏面の「注意事項とよくあるご質問」をまず**ご一読ください。**

ステップ 2

「払込取扱票(兼 加入依頼書)」の記入

下記記入例を参考に漏れなく**ご記入ください。**

ひとり当たり保険料		
1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
401円	486円	568円

※8日以上の場合は個別にご照会ください。

※1枚で指導者を除き18名まで記入(加入)出来ます。19名以上が参加する場合には、2枚に分けてご記入ください。

- ① 指導者(複数の場合はその代表者)ご自身の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入
(2枚以上起票する場合には、2枚目以降も同一の指導者名等を記入)
- ② 参加者(指導者が複数の場合には代表者以外の指導者を含む)の氏名(フルネーム)・性別・年齢を記入
(順序は問いませんが、1、2、3……の欄内数字順に埋めてください)
- ③ 企画するキャンプ・野外活動名を記入
(略称・通称可)
- ④ 期間(出発日と帰宅日)を記入
(日帰りの場合は同一日付を記入)
- ⑤ 他の保険契約等(国内旅行総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には○をし、右記に具体的な内容(保険会社・共済会社、商品名、満期日、保険金額)をご記入ください。

02 東京		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金額	
001604	118068	金額		8262	
加入者名		社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局		備考	
加入者住所氏名		* キャンプ保険(国内旅行傷害保険)加入依頼書・被保険者明細書 (私は、裏面の「ご加入に際して」を確認し、契約者である 社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。)		* 払込人住所氏名 (郵便番号) 151-0052 渋谷区代々木 神園町3-1 キャンプ太郎 (印)	
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
★他の保険契約等(249)		★「あり」の場合、具体的内容を記入してください		附	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (私製承認東第35665号)		これより下部には何も記入しないでください。		印	

- ⑤ 払い込む保険料を記入
(②の参加者数+1名(①の指導者)分の保険料を記入します。
記入例では、参加者が16名ですので、
(16名+1名)×486円=8,262円となります。(3泊4日の場合)

ご注意
参加者が19名以上となるため、2枚以上起票する場合
1枚目の用紙→上記(記入例)の通り指導者分を含めた保険料を記入してください。
2枚目以降の用紙→「和印」にマル印を付けて、記入した参加者数分の保険料のみを記入してください。
(①の指導者分の保険料は既に1枚目の用紙に含まれているため)

- 【注意】 ●記入を誤った場合は、訂正印(認印で可)を押印願います。
●ご家族で参加される場合でも、各人毎に記入(加入)が必要です。また3才以上の幼児から加入できます。
●用紙が不足した場合は、キャンプ保険事務局(TEL 03-3200-4919 FAX 03-3205-4950)までご連絡ください。

ステップ 3

郵便局へ払込み

保険料を添えて**ゆうちょ銀行または郵便局へ**(払込手数料は不要です)。

★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(ここから切り離してゆうちょ銀行または郵便局へお出しください)

02 東京		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金額	
001604	118068	金額		8262	
加入者名		社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局		備考	
加入者住所氏名		* キャンプ保険(国内旅行傷害保険)加入依頼書・被保険者明細書 (私は、裏面の「ご加入に際して」を確認し、契約者である 社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。)		* 払込人住所氏名 (郵便番号) (ご加入時の 確認事項 認印兼用 印)	
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
★他の保険契約等(249)		★「あり」の場合、具体的内容を記入してください		附	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (私製承認東第35665号)		これより下部には何も記入しないでください。		印	

02 東京		振替払込請求書兼受領証		通常払込料金 加入者負担	
口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金額	
001604	118068	金額		8262	
加入者名		社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局		備考	
加入者住所氏名		* キャンプ保険(国内旅行傷害保険)加入依頼書・被保険者明細書 (私は、裏面の「ご加入に際して」を確認し、契約者である 社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。)		* 払込人住所氏名 (郵便番号) (ご加入時の 確認事項 認印兼用 印)	
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
★他の保険契約等(249)		★「あり」の場合、具体的内容を記入してください		附	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (私製承認東第35665号)		これより下部には何も記入しないでください。		印	

切り離す前に
もう一度ご確認ください

- ご加入時の確認事項
私は、被保険者全員が、事故発生の際に保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意し、重要事項説明書および個人情報取扱に関するご案内に記載の内容を了解していることを確認の上、同意いたします。
- 参加者が18名以下の場合または、2枚以上の払込取扱票を使用する場合(=参加者が19名以上の場合)で、その1枚目
⇒金額欄は(参加者数+1)×ひとり当り保険料となりますか?
- 2枚以上の払込取扱票を使用する場合(=参加者が19名以上の場合)で、その2枚目以降
⇒金額欄は参加者数×ひとり当り保険料となりますか?

払込取扱票は、郵便局に備え付けの用紙をお使いいただくか、キャンプ保険事務局にご請求ください。詳しくは裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

この受領証は、大切に保管してください。

加入に際しての注意事項

※加入手続の際、ご注意願いたい事項は下記の3点です。

① ゆうちょ銀行または郵便局への払込みは、キャンプ開始の遅くとも1週間前までには終了してください。

郵便局への入金キャンプ保険事務局が確認できるまでに、3日程度を要します。また入金額の不一致や一部不明点などが生じた際、キャンプ保険事務局からお問い合わせする場合があります。キャンプ開始までにすべての確認を完了出来ない、円滑な保険金の支払に支障を来したり、最悪の場合保険加入自体が無効となってしまうことがありますので、呉々も早めのお手続をお願いします。

② キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。

キャンプ指導者については、払込人欄への氏名記入により、自動的に加入となります。従いまして、郵便局へ払い込む保険料には、参加者から集めた保険料に、キャンプ指導者分の保険料を加えてください。(例：3泊4日以内のキャンプであれば、(参加者数+1)×486円が払込み額となります)

③ 複数のキャンプ指導者が主催する場合には、指導者のうち1名が代表して払込人欄へご記入ください。

それ以外の指導者は、参加者欄(連番1から18まで)にご記入頂きます。

よくあるご質問

Q1. もしも事故が起きた場合にはどうすればいいの？

A. キャンプ保険事務局へご一報ください。専用の事故報告書を、指導者またはケガをされた参加者へお送りします。これに必要な事項をご記入頂き、引受保険会社の送付先へ郵送すれば、この後の処理は保険会社が行います。

Q2. キャンプ指導者が事故の手続きで煩わされることはないの？

A. 大丈夫です。通常、キャンプ中の事故であれば指導者が承知されている筈ですから、Q1.の通り事故のご一報だけはお願ひしますが(参加者やその保護者との関係上、その方が良いと思われれます)、それ以降の手続き(保険金請求書類や医師診断書の取付、保険金支払先の確認など)は、全てキャンプ保険事務局と引受保険会社が加入者(参加者)と直接行いますので、指導者に無用のお手間は一切取らせません。

Q3. 荒天でキャンプ活動が中止になった。保険料は戻るの？

A. 戻ります。中止を決定した当日中(遅くともキャンプ開始当日まで)に、キャンプ保険事務局までご連絡ください。もしも祝祭日などキャンプ保険事務局と連絡が取れない場合には、FAXで指導者名と住所・連絡先をお知らせください。速やかに保険料をご返却します。なお、キャンプ開始当日までに中止のご連絡を頂けない場合、保険は有効と見なされ、保険料はお返しできませんのでご注意ください。

Q4. キャンプ保険に加入後、急に欠席となる参加者が出た。どうしたらいい？

A. たいへん申し訳ありませんが、一部の不参加者だけの保険料の返却はご容赦願ひます。指導者からの払込手数料などを、キャンプ協会が全て負担して低廉な制度をご提供している関係で、数名分のみの僅少な返金処理コストは制度運営上困難である点、ご了承頂きたいと思ひます。

Q5. それならば、加入後に一部の参加者が入れ替わる場合や、追加となる場合はどうなるの？

A. 保険料の返却(キャンプ自体が中止となるQ3.を除く)が生じない変更は、キャンプ当日までお受けできます。Q3.と同様にキャンプ保険事務局までご一報ください。その際は、必ず変更・追加があった参加者氏名を同時にご連絡願ひます。万が一キャンプ当日までにこれをご連絡頂けませんか、加入当初の参加者名簿を基に保険が発効し、変更・追加はお受けできませんのでご注意ください。また、保険料が追加となる場合は、払込手数料は指導者(または参加者本人)の負担となりますので御了承ください。

Q6. 「払込取扱票」が不足した場合は？

A. キャンプ保険事務局へお申し出ください。必要数分を郵送します。またお急ぎの場合は、郵便局備付けの青い「払込取扱票」をご利用頂き、以下の内容で払込み願ひます。

- ・口座番号：00160-4-118068
- ・加入者名：社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局
- ・通信欄への記入内容は、このチラシの記入例をご参照ください。

なお、払込手数料は控除して払込んで頂いて構いません。

10-T-07810 2010年12月作成

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。

・この払込書をゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上
貼付

印

払込取扱票は、郵便局に備え付けの用紙をお使いいただくか、キャンプ保険事務局にご請求ください。詳しくは「よくあるご質問」をご覧ください。

【ご加入に際して】

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意の上、加入を依頼します。
①私または被保険者権記載の者が契約者である企業または団体の構成員であること ②重要事項説明書の内容 ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容 ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

個人情報の取扱いに関するご案内

ご契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行・付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約の締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするために、個人情報以外の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤債権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社など、前記各社の子会社等を含みます。東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご覧ください。

この場所には、何も記載しないでください。